

17. 公正な研究について

学術研究を重要な使命とする京都大学では研究における不正の防止に努め、公正な学術研究を行うことを推進しています。

学生の皆さんも専門教育における卒業論文、卒業研究などの形で本学における研究活動に参加していくことになりませんが、そこでは公正な研究を行うことが求められます。全学共通科目のレポート作成における剽窃（盗用）の禁止、出典の明示などは、公正な研究としても当然のこととして要求される学術的素養の基礎ですので、全学共通科目の受講を通じて、学生一人一人が必ず身に付けてください。

この他にも、公正な研究を行うために求められるもの、また研究不正行為とされるものについては、以下のようなものがあります。誠実な研究者として活躍していくためには、公正な研究の実施について十分な配慮が求められます。

① 公正な研究とは

公正な研究について参考文献 1)* では以下のように示されています。

公正で責任ある研究活動を推進するうえで、どの研究領域であっても共有されるべき「価値」があります。「研究公正に関するシンガポール宣言」（2010年制定）では、そのような「価値」を次の4つの原則にまとめました。

- 1) 研究のすべての側面における誠実性
- 2) 研究実施における説明責任
- 3) 他者との協働における専門家としての礼儀及び公平性
- 4) 他者の代表としての研究の適切な管理

② 研究不正行為とは

また、研究不正にあたる行為についても参考文献 1)* では以下の3つが挙げられています。

- 1) 捏造
存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- 2) 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 3) 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

さらに、これ以外であれば、正当であるということの意味するものではなく、例えば、参考文献 1)* によれば、以下のような行為は、不適切な研究活動のあり方とされています。そのような行為を行わないよう注意する必要があります。

- 1) 重要な研究データを、一定期間、保管しないこと
- 2) 研究記録の不適切な管理
- 3) 論文著者の記載における問題
- 4) 研究試料、研究データの提供拒絶
- 5) 不十分な研究指導、学生の搾取
- 6) 研究成果の不誠実な発表（特にメディアに対して）

* 参考文献

- 1) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会「【テキスト版】科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（平成27年2月）